

公益財団法人富山県アイバンク委員会規程

(目的)

第1条 この委員会規程は、公益財団法人富山県アイバンク定款第34条の規程に基づき設置され委員会の公正及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 定款34条第1項から第3号までの委員会（以下これらの「委員会」を総称して委員会といい、個別の委員会は各委員会という）は、それぞれ下記の各号に規程する事項の任務とする。

(1) スタッフ委員会

- ①この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること
- ②この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること
- ③ この法人の事業に従事する者から法令違反行為等に関する通報に対して適切な処置を行うため、公益通報の窓口を設置、運用し、管理すること

(2) 医学基準委員会

- ① 定款第4条第1項第2号の事業を行うにあたり、提供眼球に関する適応基準及びあっせんに関する医学基準を定めること

(3) 広報委員会

- ①この法人の広報活動の企画及び実施すること

(委員の構成)

第3条 委員長及び委員は、理事の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。但し、医学基準委員については、法人コーディネーターも委員の一員となる。

2 定款20条2項に定める理事は各委員会にオブザーバーとして出席することができる。

- 3 委員の任期は理事の任期と同じとする。但し、再任を妨げない。

附則

(施行期日)

1. この規程は、平成6年7月22日から施行する。
2. この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。
3. 平成10年4月8日一部改正。
4. 平成15年3月3日第2条、第4条、第6条、第12条改正。
5. 平成22年3月11日一部改正。